

徳島県告示第百三十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年四月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
社会福祉法人 圭和会	一 徳島市丈六町小谷四六番地	訪問看護ステーション きずな	一 徳島市丈六町小谷四六番地	介護予防訪問看護	令和五年一月二十七日	令和五年二月二十八日